

肝付町地球にやさしい環境・エネルギー政策事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、肝付町（以下「本町」という。）における再生エネルギーの利用促進と温室効果ガスの排出量を低減させ、地球環境温暖化防止の取組を支援するため、<u>予算の範囲内において、地球にやさしい環境・エネルギー政策事業補助金を交付すること</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (補助金の交付対象設備等) 第2条 補助の対象となる設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるものとする。<u>ただし、リース契約により導入した設備等は、補助の対象外とする。</u> (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅<u>又は、これに準じる性能を持つ住宅であって、BELS評価書にてZEH及びZEH+又はZEH水準（以下「ZEH等」という。）の住宅である評価を得ているもの。</u>ただし、増築、贈与又は相続により取得したZEH等については対象外とする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、肝付町（以下「本町」という。）における再生エネルギーの利用促進と温室効果ガスの排出量を低減させ、地球環境温暖化防止の取組を支援するため、地球にやさしい環境・エネルギー政策事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。 (補助金の交付対象設備等) 第2条 補助の対象となる設備等（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるものとする。 (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅（以下「ZEH」という。）であって、ZEH住宅に係る国の支援事業（以下「ZEH支援事業」という。）における補助事業者として採択された事業者（以下「ZEH国採択事業者」という。）が実施するZEH支援事業補助金（以下「ZEH国補助金」という。）に該当しているもの。ただし、増築、贈与又は相続により取得したZEHについては対象外とする。

(2) 住宅用太陽光発電設備（以下「太陽光発電システム」という。）であって、太陽電池モジュールの最大出力の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入して得られた値）とパワーコンディショナーで出力する値のいずれか小さい方の値が10キロワット未満の未使用の発電設備で、電力会社と電力受給契約を締結するもの。ただし、ZEH国補助金に該当する住宅に設置する太陽光発電設備は除く。 (3) 住宅用燃料電池システム（以下「燃料電池システム」という。）であって、経済産業省資源エネルギー庁において「民生用燃料電池導入支援補助金」（以下「燃料電池国補助金」という。）に係る補助事業者として採択された事業者（以下「燃料電池国採択事業者」という。）が実施する当該補助事業の対象となっているもの。 (3) 住宅用蓄電システム（以下「蓄電システム」という。）であって、国が実施する補助事業の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにパッケージ型番が登録されているものであること。	(2) 住宅用太陽光発電設備（以下「太陽光発電システム」という。）であって、太陽電池モジュールの最大出力の合計値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入して得られた値）とパワーコンディショナーで出力する値のいずれか小さい方の値が10キロワット未満の未使用の発電設備で、電力会社と電力受給契約を締結するもの。ただし、ZEH国補助金に該当する住宅に設置する太陽光発電設備は除く。 (3) 住宅用燃料電池システム（以下「燃料電池システム」という。）であって、経済産業省資源エネルギー庁において「民生用燃料電池導入支援補助金」（以下「燃料電池国補助金」という。）に係る補助事業者として採択された事業者（以下「燃料電池国採択事業者」という。）が実施する当該補助事業の対象となっているもの。 (4) 住宅用蓄電システム（以下「蓄電システム」という。）であって、国が実施する補助事業の対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにパッケージ型番が登録されているものであること。
（補助金の交付対象者）	（補助金の交付対象者）
第3条 ZEH等に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 町内にZEH等を新築若しくは購入し、又はZEH等に改築した住宅（店舗との併用住宅を含む。以下同じ。）に自ら居住する個人であること。 (2) ZEH国採択事業者が実施する補助事業に応募し、ZEH国採択事業者からZEH国補助金の交付の確定通知書（以下「ZEH国補助金確定通知書」という。）を受理していること。 (2) 補助金の交付申請の日までに、当該住宅において自ら居住を始め、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）の規定により本町が備える住民基本台帳（以下「本町住民基本台帳」という。）に記録されているこ	第3条 ZEHに係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 町内にZEHを新築若しくは購入し、又はZEHに改築した住宅（店舗との併用住宅を含む。以下同じ。）に自ら居住する個人であること。 (2) ZEH国採択事業者が実施する補助事業に応募し、ZEH国採択事業者からZEH国補助金の交付の確定通知書（以下「ZEH国補助金確定通知書」という。）を受理していること。 (3) 補助金の交付申請の日までに、当該住宅において自ら居住を始め、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）の規定により本町が備える住民基本台帳（以下「本町住民基本台帳」という。）に記録されていること。

と。 (3) 町税等を滞納していないこと。 <u>(4) 太陽光発電システム補助金との併用申請は不可とする。</u> 2 略 3 燃料電池システムの導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 町内に自ら居住し、又は居住しようとする住宅に燃料電池システムを設置する者 イ 建売住宅供給者等から町内にある燃料電池システム付き住宅を購入し居住する者 (2) 燃料電池システムを設置する住宅に住所を有し、本町住民基本台帳に記録されていること。 (3) 町税等を滞納していないこと。 <u>3 略</u> (補助金の額等)	(4) 町税等を滞納していないこと。 2 略 3 燃料電池システムの導入に係る補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 次のいずれかに該当する者であること。 ア 町内に自ら居住し、又は居住しようとする住宅に燃料電池システムを設置する者 イ 建売住宅供給者等から町内にある燃料電池システム付き住宅を購入し居住する者 (2) 燃料電池システムを設置する住宅に住所を有し、本町住民基本台帳に記録されていること。 (3) 町税等を滞納していないこと。 4 略 (補助金の額等)
第4条 補助金の額は、各号に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。し、各設備とも一住宅につき1回限りとする。 (1) <u>ZEH等住宅1戸につき20万円を交付する。</u> (2) 略 (3) 略 (4) 燃料電池システム 住宅1棟につき燃料電池1基を限度に8万円を交付する。	第4条 補助金の額は、各号に掲げる補助対象設備等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。 (1) ZEH ZEH国補助金の額のうち、ZEHに係る補助金交付額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、限度額を35万円とする。）とする。 (2) 略 (3) 略 (4) <u>燃料電池システム</u> 住宅1棟につき燃料電池1基を限度に8万円を交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 ZEH等にかかる補助金の交付を受けようとする者は、住宅引き渡しの日から起算して12月以内に、地球にやさしい環境・エネルギー政策事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)、及び添付資料確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) ZEH等の状況(住宅全景、太陽光発電システム及びエコキュート等の設置状況)が分かるカラー写真

~~(3) ZEH国採択事業者に提出した実績報告書一式の写し及びZEH国補助金確定通知書又は交付決定通知書の写し~~

(3) BELS評価書の写し。ただし、ZEH及びZEH+又はZEH水準の住宅であることを評価書にて確認できること。

(4) ZEH等に係る領収書の写し又は、住宅ローン契約書等の写し

(5) 住民票の写し

(6) 町税等の滞納がない旨の証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 太陽光発電システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の完了(電力会社との受給開始)後、12月以内に、申請書及び確認書に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し又は住宅の購入に係る売買契約書の写し

~~(2) 電力会社との再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約が分かる書類の写し~~

(2) 太陽光発電システムの設置状況が分かるカラー写真

(3) 住宅用太陽光発電設備設置に係る領収書の写し(ただし、太陽光発電設備設置費に係る支払い金額が記載されていない場合は、それが分か

(補助金の交付申請)

第5条 ZEHに係る補助金の交付を受けようとする者は、ZEH国採択事業者からZEH国補助金確定通知書又は交付決定通知書を受領した日から起算して6月以内に、地球にやさしい環境・エネルギー政策補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)、及び添付資料確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) ZEHの状況(住宅全景、太陽光発電システム及びエコキュート等の設置状況)が分かるカラー写真

(3) ZEH国採択事業者に提出した実績報告書一式の写し及びZEH国補助金確定通知書又は交付決定通知書の写し

(4) BELS評価書の写し。ただし、ZEH又はZEH水準の住宅であることを評価書にて確認できること。

(5) ZEHに係る領収書の写し

(6) 住民票の写し

(7) 町税等の滞納がない旨の証明書

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 太陽光発電システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の完了(電力会社との受給開始)後、6月以内に、申請書及び確認書に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 太陽光発電システムの設置状況が分かるカラー写真

(2) 電力会社との再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約が分かる書類の写し

(3) 住宅用太陽光発電設備設置に係る領収書の写し

る書類（内訳書等））

- (4) 住宅用太陽光発電設備の保証書の写し
- (5) 住民票の写し
- (6) 町税等の滞納がない旨の証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

~~3 燃料電池システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、燃料電池国採択事業者から燃料電池国補助金確定通知書を受領した日から起算して6月以内に、申請書及び確認書に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。~~

- ~~(1) 燃料電池システムの概要が分かる書類（燃料電池システム国補助事業の対象となっていることがわかる書類）~~
- ~~(2) 燃料電池システムの設置状況が分かる写真~~
- ~~(3) 燃料電池国採択事業者に提出した補助金交付申請書（兼完了報告書）の写し及び燃料電池国補助金確定通知書の写し~~
- ~~(4) 燃料電池システム設置費に係る領収書の写し（燃料電池国採択事業者に提出した写しと同じもの）~~
- ~~(5) 住民票の写し~~
- ~~(6) 町税等の滞納がない旨の証明書~~
- ~~(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類~~

3 蓄電システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、蓄電池設置工事が完了した日若しくは蓄電池付き住宅の引渡しを受けた日から起算して12月以内に、申請書及び確認書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 工事請負契約書又は住宅の購入に係る売買契約書の写し
- (3) 蓄電システムの設置状況が分かるカラー写真
- (4) 蓄電システム設置費に係る領収書の写し（ただし、蓄電システムの設置費に係る支払い金額が記載されていない場合は、それがわかる書類

- (4) 住民票の写し
- (5) 町税等の滞納がない旨の証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 燃料電池システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、燃料電池国採択事業者から燃料電池国補助金確定通知書を受領した日から起算して6月以内に、申請書及び確認書に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 燃料電池システムの概要が分かる書類（燃料電池システム国補助事業の対象となっていることがわかる書類）
- (2) 燃料電池システムの設置状況が分かる写真
- (3) 燃料電池国採択事業者に提出した補助金交付申請書（兼完了報告書）の写し及び燃料電池国補助金確定通知書の写し
- (4) 燃料電池システム設置費に係る領収書の写し（燃料電池国採択事業者に提出した写しと同じもの）
- (5) 住民票の写し
- (6) 町税等の滞納がない旨の証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 蓄電システムの導入に係る補助金の交付を受けようとする者は、蓄電池設置工事が完了した日若しくは蓄電池付き住宅の引渡しを受けた日から起算して6月以内に、申請書及び確認書に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 蓄電システムの設置状況が分かるカラー写真
- (3) 蓄電システム設置費に係る領収書の写し
- (4) 太陽光発電システムの設置状況が分かるカラー写真

(内訳書等)

~~(5) 電力会社との、自家用発電設備の系統連系に関する契約が分かる書類の写し~~

- (5) 太陽光発電システムの設置状況が分かるカラー写真
- (6) 蓄電システムの保証書の写し
- (7) 住民票の写し
- (8) 町税等の滞納がない旨の証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

以下 略

(5) 電力会社との、自家用発電設備の系統連携に関する契約が分かる書類の写し

- (6) 住民票の写し
- (7) 町税等の滞納がない旨の証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

以下 略